

ご利用料金表 [通所リハビリテーション ながおか生協診療所]

サービスの利用料金は次の通りです。なお、この料金は介護保険の法定利用料に基づく料金であり、保険適用の場合は市区町村が交付した「介護保険負担割合証」に記された負担割合の料金をご負担いただきます。但し、契約の有効期間中に介護保険法等の法令改正により利用者負担額の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用します。また、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

1) 通所リハビリテーション (3時間以上4時間未満、または1時間以上2時間未満)

	要介護度・加算名称	回数	1割負担		2割負担		
			3～4時間	1～2時間	3～4時間	1～2時間	
基本部分	要介護1	1回	444	329	888	658	
	要介護2	1回	520	358	1040	716	
	要介護3	1回	596	388	1192	776	
	要介護4	1回	673	417	1346	834	
	要介護5	1回	749	448	1498	896	
加算	理学療法士等の加配に係る加算 (1-2時間のみ) ^{※①}	1回	—	30	—	60	
	リハビリテーションマネジメント加算 ^{※②} (I)	1月	230		460		
	リハビリテーションマネジメント加算(II) ^{※③}	6ヶ月以内	1月	1020		2040	
		6ヶ月超	1月	700		1400	
	短期集中個別リハビリテーション実施加算 ^{※④}	1回	110		220		
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	(I) ^{※⑤}	1回	240		480	
		(II) ^{※⑥}	1月	1920		3840	
	生活行為向上 ^{※⑦} リハビリテーション実施加算	3ヶ月以内	1月	2000		4000	
		3ヶ月超6ヶ月以内	1月	1000		2000	
	サービス提供体制強化加算 (I) ^{※⑧}	1回	18		36		
介護職員処遇改善加算 (I) ^{※⑨}	1月	+所定単位×3.4%		+所定単位×6.8%			
社会参加支援加算 ^{※⑩}	1日	12		24			

※かかる費用 = 基本料金 + 必要な加算料金^{※①～⑩}

2) 介護予防通所リハビリテーション費

(単位/月)

	要介護度・加算名称	1割負担		2割負担	
		要支援1	要支援2	要支援1	要支援2
基本部分	介護予防通所リハビリテーション費	1812	3715	3624	7430
加算	サービス提供体制強化加算 (I) ^{※⑧}	72	144	144	288
	運動器機能向上加算 ^{※⑩}	225		450	
	事業所評価加算 ^{※⑫}	120		240	
	介護職員処遇改善加算 ^{※⑨}	+所定単位×3.4%		+所定単位×6.8%	

※かかる費用 = 基本料金 + 必要な加算料金^{※⑧～⑫}

- ※①は、理学療法士、作業療法士を専従かつ常勤で2名以上の配置を示します。
- ※②は、利用開始にあたり訪問評価し、定期的に利用者の状態を把握して計画を立てて他の事業所と連携を図りながらリハビリを進める為のものです。
- ※③は、適宜適切でより効果の高いリハビリテーションを実現するために、リハビリテーション計画を立て他の事業所と連携を図りながらリハビリを進める為のものです。
- ※④は、退院（所）日又は認定日から3月以内に、個別リハビリテーションを集中して行なうためのものです。
- ※⑤は、退院（所）日又は、通所開始日の属する月から起算して3月以内に集中的にリハビリテーションを行ないます。
- ※⑥は、⑤に加えて、適宜適切でより効果の高いリハビリテーションを実現するために、リハビリテーション計画をたてリハビリを進める為のものです。
（1月に4回以上）
- ※⑦は、日常生活関連動作・社会参加など生活行為の向上に焦点を当てた生活行為の内容の充実を図るための計画をたててリハビリテーションを行ないます。
- ※⑧は、介護職員の配置のうち5割以上が介護福祉士であることを示します。
- ※⑨は、介護職員の処遇改善を目的として国の定める額を加算します。
- ※⑩は、通所リハビリテーション利用者のADL(日常生活動作)・IADL(手段的日常生活動作)が向上し、社会参加を維持できる他のサービス等に移行するなど、質の高い通所リハビリテーションを提供する事業所の体制を評価するものです。
- ※⑪は、個別の計画書を作成し、定期的な評価と見直しを行なうためのものです。
- ※⑫は、介護予防サービスの内容と実績が国の基準を満たしていることを示します。

※※送迎を行わない場合、片道につき47円減算になります。(通所リハビリテーション)

- ・通所リハビリテーション(要介護)利用で、事業所の送迎範囲内に限ります。
- ・おおむね30分以内、一定の有資格者が送迎時介助した場合は、利用時間に含まれます。